

令和7年度 第2回 静岡県屋外広告物審議会 会議録

日 時	令和8年2月19日(木)午前10時30分から11時00分まで
場 所	県庁別館8階 第一会議室A
出席者 職・氏名	<p>会長 岡田 智秀 (日本大学理工学部教授)</p> <p>委員 稲葉 明久 (公益社団法人静岡県観光協会理事)</p> <p>委員 内田 久美子(静岡商工会議所女性会会長)</p> <p>委員 金田 享子 (アトリエ景(株)代表取締役、公益社団法人 日本サインデザイン協会専務理事)</p> <p>委員 栗山 恵 (アトリエWALK代表)</p> <p>委員 良知 駿一 (静岡県議会産業委員会委員長)</p> <p>委員 小沼 秀朗 (静岡県議会建設委員会副委員長)</p> <p>委員 切岩 輝男 (公益社団法人静岡県屋外広告協会理事)</p> <p>委員 宮下 典子 (第一宣伝社代表)</p>
議 題	<p>【議案審議】</p> <p>(第1号議案)</p> <p>屋外広告物の表示等を規制する地域の指定について</p>
概 要	議案について、原案どおり承認された。

令和7年度第2回静岡県屋外広告物審議会 会議録

令和8年2月19日(木)
県庁別館8階第1会議室A

午前10時27分開会

○池谷課長代理 それでは、ただいまから静岡県屋外広告物審議会を開会いたします。

私は、司会を務めます、静岡県景観まちづくり課課長代理の池谷です。よろしくお願いいたします。

会議に先立ち、定足数の報告をいたします。

本日の会議には、全委員11名のうち9名のご出席をいただいております。したがって、静岡県屋外広告物審議会規則第4条に規定する、委員の半数以上の出席の要件を満たし、定足数に達していることをご報告いたします。

なお、岡田会長、稲葉委員、小沼委員におかれましては、Webでのご出席となっております。よろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をお願いいたします。

(資 料 確 認)

○池谷課長代理 次に、審議中のご発言でございますが、事務局職員がマイクをお持ちしますので、マイクをお使いくださいますようお願いいたします。

Webでのご出席の委員におかれましては、基本的にはマイクをオフにいただき、発言時のみマイクをオンにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、審議会規則第3条第3項に基づき、岡田会長をお願いいたします。

○岡田会長 はい、承知いたしました。

改めまして、おはようございます。2か月続くという形での開催となりまして、足を運んでいただいた皆様、ありがとうございます。

それでは、ただいまから議事の審議に入りたく思います。

なお、この審議会は、情報提供の推進に関する要綱に基づいて公開で行なうこととしておりますので、あらかじめ申し上げます。なお、本日の傍聴希望者はおりませんでした。

それでは早速ですけれども、事務局から議事の内容の説明をお願いいたします。

○大隅課長 景観まちづくり課長の大隅でございます。本日はよろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

お手元の青い表紙の議案書をお開きください。

今回ご審議いただく内容は、第1号議案、「屋外広告物の表示等を規制する地域の指定について」の1件でございます。

1ページをお開きください。

第1号議案は、静岡県屋外広告物条例第27条第1項の規程に基づいて、知事から静岡県屋外広告物審議会 岡田会長宛てに諮問されております。

続いて、2ページをお開きください。

指定内容は、令和8年3月末に供用開始を予定しています路線に関する規制の指定2件でございます。

1件目の菊川市道赤土高橋線は、菊川市道嶺田川上線との交差点から県道大東菊川線との交差点までの区間、及び、その区間両100メートルを普通規制地域に指定するものでございます。

2件目の県道大東菊川線は、1件目の菊川市道赤土高橋線との交差点から南88号線との交差点までの区間、及び、その区間両100メートルを普通規制地域に指定するものでございます。

指定理由をご説明いたします。

1件目の菊川市赤土高橋線でございますが、既に規制地域に指定されております供用開始済み区間の延伸により同様の景観が連続すること。県道掛川浜岡線と県道大東菊川線との接続道路となることから、普通規制地域に指定いたします。

この開通区間は掘り込み式となっております、展望することができる範囲が限られております。既に規制地域に指定されております供用開始済み区間と同じく、道路端から両側それぞれ100メートルを規制範囲といたします。

2件目の県道大東菊川線は、既に供用開始をしておりますが、1件目の菊川市道赤土高橋線の供用開始により県道掛川浜岡線と接続し、南88号線までの交通量の増加が見込まれることから、1件目の区間と併せて沿道100メートルの普通規制地域に指定いたします。

これにより、1件目及び2件目の当該道路区間の無秩序な屋外広告物の表示等を防ぎ、沿道景観を保全するものでございます。

施行期日でございますが、供用開始が令和8年3月後半の予定であるため、道路供用開始前となります令和8年3月1日から施行することといたします。

続いて、3ページをお開きください。A3横長の図面となります。

位置図及び規制図についてご説明いたします。この説明の後、規制範囲の分かる動画も併せてごらんいただきます。

なお、動画をごらんいただく際でございますが、岡田会長、稲葉委員、小沼委員におかれましては、説明状況をZoomで配信させていただきますので、恐れ入りますけれども、ご了承くださいたいと思います。

それでは、議案説明と重複いたしますが、図面を用いてご説明いたします。

1件目の菊川市道赤土高橋線は、赤線で示した箇所が今回新たに開通予定の区間となります。

また、緑色で示した箇所が、2件目の県道大東菊川線になります。

紫色のチェック柄の箇所が、今回規制を予定している沿道100メートルの等距離線の範囲でございます。

ただし、沿道100メートルの規制範囲の中には既に既存の道路の規制がかかっている箇所がありますので、重複する範囲を除き、今回の規制によって新たに規制の範囲となる地域を紫色の太枠で示しているところとなります。

道路からの規制距離でございますが、始点である市道南71号線との交差点から北側の開通済み区間の規制距離と同じ、道路端から100メートルの普通規制としております。

それでは、動画を作っておりますので、そちらのほうで併せて説明させていただきます。

(以下、写真を指しての説明)

こちらの写真ですけれども、現在、市道赤土高橋線のここまでが供用開始されておりました、ここから先が新たに今回市道として供用されるようになります。

説明の中で掘り込み式とお伝えしましたけれども、もともとある山を切って道路を造っているということで、規制範囲が100メートル。この赤い線になりますけれども、この範囲の中で規制の効果は十分あるというふうに考えております。

こちらが、新しく供用する道路の南側から北側を見ているところになります、先ほどよりもう少し詳しくなりますけれども、法面があつて、ここに新しく道路が供用されるという形になります。

これが県道との交差点の付近の道路になります、こちらのほうから道路が供用してきまして、新しい道路ができて、この道路と接続をしまして西側のほうに進んでいくという話になっております。ここから100メートルの区間が新たな規制の区域となります。

す。

これは、今回の県道の終点側、一番西側の端になりますけれども、こちら側から新しくこちらのほうに道路が供用されますので、その間、県道のところも合わせて規制をかけるということで、両側に田んぼが広がっておりますけれども、この既存の道路にしましては、新たな規制で一緒になる——既に看板が立っているという状況ではないというところを確認してきております。

ここは今工事をしている、この辺が市道との交差点部になりますけれども、新たにここからここまでの間、16メートルの幅で道路の開通が予定されておりますので、両端100メートルを規制の地域としたいというふうに考えております。

では、最初に鳥瞰の動画を出しまして、その後車窓の目線で動画を作成しましたので、ごらんください。

(以下、動画を指しての説明)

ここに市道ができていまして、ここから新しく供用開始をしまして、ここまでの間が新しくできる道路、ここからここまでの間に既に供用開始されている県道になりますけれども、併せてここに規制をかけていきたいということになります。

これが100メートル区間になっておりまして、山の中を入っていくと。これで県道に接続しまして、終点まで規制をかけていくというところなんです。

次に、車窓目線の動画になります。

ベースとなるデータが少し古いので、道路を造る前のデータで作っておりますので、途中ちょっと山の中を走るような形になりますけど、今これが途中までできている道路になりまして、ここから先はまだできていない道路のデータになるので、少し山の中に入っておりますけれども、ここから県道に接続しまして、ここまでの間が新たな道路になりまして、赤い枠のところまでが規制の範囲というふうになっております。現状はこのような形になります。

最後に、先に行ないましたパブリックコメントの結果について、ご説明いたします。

黄色い表紙の議案参考資料8ページをお開きください。

ただいまご説明いたしました議案に関しまして、1月29日から2月12日までパブリックコメントを実施し、意見を募集いたしました。意見の募集に当たっては、今回、道路の供用開始に間に合わせるため短期間となっておりますけれども、県ホームページへの掲載、屋外広告業団体に通知をするとともに、規制区域の広告物許可権限を有する市に情報提供をするなど、広く周知をしているところでございます。

なお、パブリックコメントの実施の周知に関しまして、前回審議会で、規制区域となる市町における取組について、ご意見をいただいたところでございますので、今後は該当する市町と、当該市町の広報紙への掲載が可能かなど、方策を検討していきたいというふうに考えております。

この結果、今回県民からのご意見につきましてはございませんでしたので、ご報告いたします。

以上で第1号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岡田会長 ご説明ありがとうございました。

今動画でごらんいただいたとおりの現況になっておりまして、また静止画像、写真といたしましては、「議案参考資料」という黄色い表紙のものの3ページ目のところに主要なスポットの写真がございます。それらと照らし合わせながら、いま一度現況を確認いただいて、以降は、皆様方からご意見、ご質問等あればお受けしたいと思います。どなたでも結構ですので、ご発言ある方は挙手にてお願いいたします。

○金田委員 金田です。よろしくお願いいたします。

○岡田会長 はい。

○金田委員 2点確認させてください。

既に供用開始済みになっている緑色の線のところですが、そちらは供用した時点では何の規制もかかっていないということだと思っておりますけれども、既に何か広告物があるのかなのかということをお教えいただきたいと思っております。もしあった場合はどうされるのかということですね。

さらに、今回規制がかかっていない、方位でいうと南側から先もずっと県道が続いていくのかなと思っておりますけれども、そちらが今白地で、何の規制もかかっていない状態がこれからも続くのかどうかということも、もし分かるようであれば教えていただきたいと思っております。

ちょっと気になったのは、すぐ交差点があるので、交差点の辺りは一番広告物が出やすい場所で、それが全て駄目だと言うつもりもないんですけれども、何の規制もなく一直近で緑色の普通規制もかかっていると思っておりますから、この辺の状況をちょっと知りたいなと思っておりました。お願いします。

○岡田会長 では、事務局のほうからご説明いただけますでしょうか。

先ほどの説明では、現況のところでは既存不適格になるようなものはないという説明もありましたけど、いま一度、確認を含めてご発言を事務局よりお願いいたします。

○大隅課長 まず、規制に伴いまして既存不適格になる物件でございますけれども、現地を歩いてまいりまして、そのような物件はないというふうに確認をしております。

それと、今回の規制でございますけれども、今現況の道路を使っておりますけれども、その後拡幅して、また別のバイパスとして工事をやっていくということで、今回の規制範囲としているところです。

それで、その先の道路の規制が必要ないのかというところでございますけれども、現況のバイパスの道路の状況を見ながら規制の必要性を確認していきたいというふうに考えております。

以上です。

○金田委員 ありがとうございます。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○稲葉委員 観光協会の稲葉です。

すごく基本的な、単純な質問なんですけど、こうやって規制がありますよね。この場合、この規制の区域に例えば看板等を立てた場合、いつもどういうインターバルと申しますか、どういう期間でチェックをしたりとかしているんですか。それで、もし仮にそれがあった場合には、どこがどういう指導をするような形に今なっていच्छるんですか。基本的な質問で申し訳ないんですが。

○岡田会長 いや、共有する情報としては大事なご意見だと思います。

事務局、ご説明をお願いします。

○大隅課長 今回の場合には規制の強化という形になりますけれども、菊川市が屋外広告物の指導を行っておりますので、菊川市がこの区域に立つ看板については許可を行なっていくという形になります。

○稲葉委員 今回は菊川市ですけど、今までもいろんな規制をチェックしましたが、それはそれぞれの自治体がチェックをするような形で、それが定期的なのか不定期的なのかはちょっと分かりませんが、あとはどこかからの指摘があってやる場合もあるかもしれませんが、そういう形で各地域はやっていच्छるんですか。

○大隅課長 申請と届出——申請がありまして、それを許可していくという形になりますので、屋外広告業を行なっている方から申請が出てきて、それを確認して許可をしていくというものがまずあります。

それとは別に、（全県一斉の取組としては適正化旬間で）年に1回パトロールをしながら違反広告物の有無については確認をしているという状況になっております。

○稲葉委員 その年一のパトロールというのは、どこがやっていたらいいんですか。

○大隅課長 お答えいたします。これは、土木事務所の都市計画課と、屋外広告物を所管しています市が合同でパトロールをしているという形になります。

○稲葉委員 なるほど。

あともう1つ、すみません。当然いろんな各広告会社さんといったところは、皆さん、ここがそういう規制区域だというのはお分かりだと思うんですけど、例えば、あんまりないのかもしれませんが、その沿線の近くの個人商店の方とか中小企業とかの方々が、ぼんと何も分からずにやるというパターンもあるんですか。例えば「ここが規制区域だよ」というのが何か書いてあるわけでもきつくないんでしょうし、勝手にやっちゃうとかということは今までないんですか。どうやってそこが規制範囲だということを基本的には知らしめているんでしょうか。

○大隅課長 まず、今回の場合につきましては、菊川市が、この規制区域がかかりましたら広報していくという形になります。現在規制のかかっているものについては、県のホームページのほうでござんいただくことができます。

そして、個人の方が屋外広告を出すということですが、実際には、屋外広告業をやっている、看板を作っている方が看板を設置する形になるんですけれども、その方々には、規制があるということにつきましては協会等を通じてお知らせをしておりますので、その規制がある、ないというものは、屋外広告物を作る業者さんを通じて知り得るものというふうに考えております。

○稲葉委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○岡田会長 すみません。岡田ですけれども、今の稲葉委員の最初のほうの話ですけれども、静岡県内で景観計画を市町が独自に定めているところと定めていないところで、特に屋外広告物については、県の条例を準拠している自治体と、あとは独自条例で市町が単独で賄っているケースもあると思うんですね。先ほどの事務局の回答というのは、両方のケースを包含した話なのか、それとも県条例に関しての話なのか、いま一度整理させてもらっていいですか。

○大隅課長 黄色い表紙の参考資料の1ページ目の下のところに、屋外広告物条例の適用市町というものがございます。今岡田会長からご説明がありましたけれども、独自条例を定めているところにつきましては、市町がその条例に基づきまして指導を行なっているという形になりまして、我々は県条例を定めておりまして、白いところが県条例を適用する市町となります。

以上です。

○岡田会長 それで、先ほどの年一のパトロール等についての実施は、県条例に関してのお話なのか、それとも市の独自条例の中でも同じような形で市が執り行なっているのか。その辺はどういうふうになっていますでしょうか。

○大隅課長 県条例適用市については、県条例に基づきましてパトロールをやっているというところになります。

以上です。

(補足：独自条例制定市ではそれぞれの市の条例に基づきパトロールを実施している)

○岡田会長 ということは、白抜きのところでの回答というふうに理解すればよろしいですか。

○大隅課長 はい。

○岡田会長 はい、分かりました。

稲葉委員、そういう形になっておりますけど、よろしいですか。

○稲葉委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。

特にご意見等なきようでしたら、ここで採決に入りたいと思います。よろしいでしょうか。お一方、手が挙がりましたかね。

○切岩委員 道路端の解釈の問題なんですけど、あくまでも歩道を含めての道路境界ということではよろしいでしょうか。

それと、今掘り込みの場合、法面というか、多少擁壁というのがありますよね。それも含まれるのかということ。

あと、そうした場合、ちょっと全体の概要が見えないんですけど、例えば車道に対して歩道をつけているところとないところがあった場合は、あくまでも歩道から100メートルと。ですから、線で結ぶとがたがたになるような状態という解釈でよろしいんでしょうかね。

○岡田会長 事務局、お願いします。

○大隅課長 お答えいたします。

先ほどお伝えをしました道路端でございますけれども、歩道の外側、構造物の外側から100メートルということで考えております。

歩道のないところにつきましては、道路側溝から100メートルということで考えているところでございます。

以上です。

○岡田会長 よろしいでしょうか。

○切岩委員 はい、分かりました。

○岡田会長 そのほか、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、特にご意見等ないようでしたら、採決に入りたいと思います。

この第1号議案について、原案のとおりとすることについて、ご異議がある方は挙手
いただきたいと思ひます。ご異議ある方、いらっしゃるでしょうか。

ありがとうございます。皆様手が挙がらなかったということで、全員賛成ということで、
原案どおりとさせていただき旨を知事のほうに答申したいと思ひます。円滑な調査・
審議にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、全体を通して、何か皆様方から本審議会に関してのご意見、ご質問等あ
ればお受けしたいと思ひますけれども、何かございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、本日用意した議案は全て終了いたしましたので、ここで改めて皆様方にお
礼を申し上げて、以降の進行は事務局にお返ししたいと思ひます。皆様、どうもありが
とうございました。

○池谷課長代理 ご審議どうもありがとうございました。

以上をもちまして、静岡県屋外広告物審議会を終了いたします。本日は、お忙しいと
ころ、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

午前10時55分閉会

会 議 録 署 名

会長

岡田智秀